

2023 年 11 月

Contents

- I. 【インド】日本企業がインドからロイヤリティ及び技術役務への対価を受領する際に日印租税条約上の税率を享受するための Form 10F のオンライン提出方法の仕様変更(PAN 取得が不要に)
- II. 【シンガポール】知的財産紛争に関する簡易手続
- III. 【エジプト】輸入ライセンスの取得に関する外資規制の撤廃

I.【インド】日本企業がインドからロイヤリティ及び技術役務への対価を受領する際に日印租税条約上の税率を享受するための Form 10F のオンライン提出方法の仕様変更(PAN 取得が不要に)

1. インドにおけるロイヤリティ及び技術役務への対価の税率の引き上げと日印租税条約の適用を受けるための問題点

(1) インドにおけるロイヤリティ及び技術役務への対価の税率の引き上げ

[2023 年 6 月 22 日付の当事務所ニュースレター](#)で解説したとおり、2023 年 4 月 1 日以降、インドの国内法において、ロイヤリティ及び技術役務の支払いに適用される税率が、10% (税金自体に課される surcharge (付加税)5%と、surcharge 付加後の合計税率 10.5%に課せられる cess (健康教育目的税)4%により、実効税率は 10.92%)から、20% (同様の計算により実効税率は 21.84%)に引き上げられた。

また、インドでは、ロイヤリティ及び技術役務(「技術役務」には、技術的なサービスだけではなく、インドに対して提供されるアドバイザー業務等のサービスも含まれる)の対価に適用される税金は、全額源泉徴収課税となるため、上記税率自体の引き上げに伴い、源泉税率も 10.92%から 21.84%に引き上げられた。

(2) 日本企業への影響

上記ロイヤリティ及び技術役務の支払いに適用される税率の引き上げ以降、インドの子会社や合併会社、あるいは現地インド企業から、技術や商標等のライセンス契約や技術援助契約の対価としてのロイヤリティを受け取っている日本企業、またはインドの子会社や合併会社、あるいは現地インド企業から、アドバイザーやコンサルティングサービス等の対価を受領している日本企業は、日印租税条約の適用を受けない限り、同条約上の税率である 10%の 2 倍以上の税率である上記 21.84%の税率の適用を受けることになった。

しかも、日本法上、二国間租税条約が定められている場合、当該租税条約において定められている税率以上の外国税額控除を受けることはできないため、差額の 11.84%分については外国税額控除を受けることもできず、そのまま日本企業側のコストとなってしまう。

すなわち、2023 年 4 月 1 日以降は、日印租税条約の適用を受けない限り、日本企業がインドの子会社や合併会社、あるいは現地インド企業から受領する技術や商標等のライセンス契約や技術援助契約の対価としてのロイヤリティ、またはインドの子会社や合併会社、あるいは現地インド企業から受領するアドバイザーやコンサルティングサービス等の対価の支払いについては、実質的に 11.84%減額されるのと同じということになっていた。

(3) インドで日印租税条約の適用を受けるためのハードル

日本企業が、上で述べたロイヤリティや技術役務の支払いの実質的減額を避けたい場合、インドにおいて日印租税条約上の税率の適用を受ける必要があるが、インドは、その国内法により、インド居住者からロイヤリティや技術役務の支払いを受け取る外国居住者が二国間租税条約の適用を受けるためには、当該外国居住者において、以下の条件を全て満たす必要があるとしている。

- ① tax residency certificate の提出
- ② インド国内に PE がないことの誓約書(declaration of no permanent establishment)の提出
- ③ Form 10F と呼ばれる書式の提出
- ④ 二国間租税条約に基づく支払いを受けた年度について、二国間租税条約上の税率が、インド国内法上の税率を下回る場合には、インド国内での税務申告

このうち、特に③の Form 10F については、2023 年 9 月 30 日までは紙ベースでの提出も受け付けるとされた一方、同年 10 月 1 日以降はオンライン提出のみ受け付けるとされており、かつインド所得税局(Department of Income Tax)のオンライン提出用のウェブサイトの仕様が、Form 10F を提出する外国居住者においてインドの基本税務番号(permanent account number (PAN))を取得していることを前提としており、PAN を入力しない限り、Form 10F のオンライン提出ができなくなっていた。

インドにおいて PAN を取得するためには、前提としてデジタル署名証明書(digital signature certificate (DSC))を取得する必要があり、かついったん PAN を取得した場合、インドにおける毎年の税務申告が義務付けられるほか、「インドの税務当局に存在を認識され、将来的に、インドの税務当局から何らかの課税処分の主張を受けるリスク」が高まることになる(詳細は、[2023 年 6 月 22 日付の当事務所ニュースレター](#)の II の 4 参照)。

2. インド所得税局の e-filing ウェブサイトにおける Form 10F 提出の仕様変更

(1) インド所得税局の e-filing ウェブサイトにおける Form 10F 提出の仕様変更

Form 10F のオンラインでの提出が開始した 2023 年 10 月 1 日からしばらく経過した同月中旬頃、インド所得税局(Department of Income Tax)の Form 10F のオンライン提出用のウェブサイト¹の仕様が突然変更され、インド非居住者が PAN を保有していなくとも、オンラインで Form 10F を提出できるようになった。

具体的には、同ウェブサイトの Form 10F 提出者のカテゴリーに、「非居住者であり、PAN を保有しておらずま

¹ <https://eportal.incometax.gov.in/iec/foervices/#/pre-login/register>

た保有する必要もない者(Non-Residents not holding and not required to have PAN)」というタブ項目が追加され、それを選択することで、インド非居住者が PAN を保有していなくとも、オンラインでの Form 10 の提出ができるようになった。

インド所得税局は、上記ウェブサイトの仕様変更について特に公の通知を行っておらず、また仕様変更の理由の説明も行っていないため、インド所得税局がウェブサイトの仕様を変更した理由は不明であるものの、いずれにしても、上記仕様変更により、PAN を所有していない日本企業であっても、オンラインで Form 10F を提出できるようになった。

(2) ウェブサイトの仕様変更の効果

インド所得税局によるウェブサイトの仕様変更により、PANを所有していない日本企業であっても、オンラインで Form 10F を提出できるようになったため、日本企業において、インド側における日印租税条約の適用要件の1つである「Form 10F の提出」を満たしやすくなった。

なお、2023 年 9 月 30 日までは、PAN を保有していないインド非居住者であっても紙ベースで Form 10F を提出できたため、現状は、実質的に 2023 年 9 月 30 日までの状況と同じ状況になったといえる。

3. 終わりに

現状、日印租税条約上の税率については、日本からインドに支払いを行う場合には、同条約に基づく届出を行っている限りにおいて無条件で適用されるのに対し、インドから日本に支払いを行う場合には、上記 1.3 で述べたような様々な条件が課されることから、結果的に、日本の居住者にとって不平等、不公平となってしまうようにも思われる。

特に、Form 10F のオンライン提出において、インド所得税局のウェブサイトが、上記仕様変更前までは「PAN を取得しなければ Form 10F の提出さえできない」、という仕様になっていたのは、日印租税条約上の税率の適用を受ける条件として実質的に日本企業に PAN の取得を義務付けるものとして、二国間租税条約の平等性、公平性の観点から疑義があったところである(なお、日本においては、日本からインドにロイヤリティや技術役務の支払いを行うにあたり、インド居住者側が「10%」という日印租税条約上の税率の適用を享受するための条件として、日本のマイナンバーや法人番号を取得することは義務付けられていない)。

今回のインド所得税局のウェブサイトの仕様変更は、インド政府による二国間租税条約の平等性、公平性維持に向けた是正の動きと評価して良いのではないかとと思われる。

【インド】

弁護士 琴浦 諒
弁護士 大河内 亮

II. 【シンガポール】知的財産紛争に関する簡易手続

1. はじめに

特定の知的財産紛争に関する簡易手続(以下「本簡易手続」)は、知的財産権(IP)に係る訴訟を対象とする任意の手続である。本簡易手続は、2022年4月1日、2022年最高法院規則(知的財産)(以下「本規則」)に基づき導入された。本稿では、本簡易手続の概要について、簡単に紹介したい。

本簡易手続は、2023年5月、*Tiger Pictures Entertainment Ltd* 対 *Encore Films Pte Ltd* [2023] SGHC 138 事件で初めて適用申請がなされた。後述するように、この裁判所における決定により本簡易手続が適用される場面がより明確になった。

2. 概要

本簡易手続の導入により、シンガポール国内で知的財産権に関する法的アクションを取る際に、今までよりも費用対効果が高く、かつ迅速な訴訟手続を実現する選択肢が増えることが想定される。本簡易手続が適用されるためには、以下のすべての条件が満たされる必要がある。

(a) 知的財産権(著作権、登録商標及び特許に加え、詐称通用(パッシングオフ)に関する申立て及び機密情報・営業秘密を含む。)に関する紛争

(b) 各当事者が申し立てる訴額が 50 万シンガポールドルを超えず(若しくは超えるおそれなく)、又は全当事者が本簡易手続の適用に合意する場合

(c) 事案が本簡易手続に適していること(例えば、複雑さや、審理の予想期間が 2 日を超える可能性があるか等の要素)

訴額に関する条件(b)が充足されない場合においても、申立人は、申立金額のうち 50 万シンガポールドルを超える部分を放棄することで本簡易手続の適用を選択することができる。本簡易手続が適用可能となる他の場合としては、シンガポール最高裁判所が、自らの申立て又は当事者の申請により、当該申立てが本簡易手続に適していると判断して命令を下す場合もある。

また、費用が固定され、上限金額が適用されることが本簡易手続の特徴として挙げられる。裁判に関する費用は、総額 50,000 シンガポールドルが上限であり、分離評価がなされる場合における費用は、25,000 シンガポールドルが上限となる。当該上限費用額が、本規則に明記されたことは、知的財産訴訟を検討中の当事者にとっても有益なことである。

手続の迅速化について、本規則においては、可能な場合、1 回の裁判期日で事案の整理を完了し、審理が 2 日以内に完了するよう指示を出すことが裁判所に求められている。

3. 本簡易手続が初めて申請された事例

Tiger Pictures Entertainment Ltd 対 *Encore Films Pte Ltd* 事件は、*Encore Films Pte Ltd*(以下「被告」)がシンガポールでの配給を希望していた映画について、*Tiger Pictures Entertainment Ltd*(以下「原告」)が独占的ライセンスを有していたという事実関係の下での知的財産紛争の事案である。両当事者は配給について協議を

重ねたが、被告がシンガポール国内で映画を公開した時点で、書面による合意に至っていなかった。そのため、原告は被告に対し、著作権侵害の申立てを行った。

原告は、本簡易手続の適用を選択したが、証人が適切に証言するためには審理に時間を要するとして被告は異議を申し立て、本簡易手続の不適用を申請した。

シンガポール高等裁判所は、本簡易手続の適用に必要な3つの条件が充足されていることから、本簡易手続に従って進めることを許可した。本稿の「2. 概要」で言及している条件に関する裁判所の判断は以下のとおりである。

- (a) 本件紛争は著作権に関するものであり、条件(a)を満たす。
- (b) 申立人が金銭的救済のうち50万シンガポールドルを超える部分について申立てを放棄するために必要な書類を提出した一方で、被告が提起した反訴は50万シンガポールドルを超える可能性が低い。したがって、条件(b)が満たされる。
- (c) 本件の論点は複雑ではなく、審理に2日超の期間を要する可能性は低いため、条件(c)も満たされる。

その後2023年9月に、被告は訴訟適格を理由に申立ての取消しを申請したが、これもシンガポール高等裁判所により却下された。

4. まとめ

本簡易手続により、企業は知的財産訴訟(特に、複雑でない低額の事例)にかかる費用を抑え、時間を短縮できるようになる。知的財産権をシンガポール国内で保有している日本企業においても、知的財産権の侵害に関して比較的容易に用いることのできる法的手段として、是非認識いただきたい制度である。もともと、本簡易手続が適用された初の事例が示すように、相手方当事者が本簡易手続の利用に異議を唱える可能性があり、その結果、両当事者に予想以上の費用と時間がかかる可能性もあることに留意されたい。

【シンガポール】
弁護士 高橋 玄
弁護士 ジェスリン・コー

Ⅲ.【エジプト】輸入ライセンスの取得に関する外資規制の撤廃

1. はじめに

エジプトで、2023年10月29日、新しい輸入登録法(Importer Registry Law)(Law No.173/2023)(以下「新輸入登録法」)が公布され、これによって旧輸入登録法(Law No.121/1982)第2条に規定されていた輸入ライセンスの取得に関する外資規制が撤廃された。なお、新輸入登録法は、2023年10月30日より施行されている。

本稿では、輸入ライセンスの取得に関する外資規制の撤廃の概要について、簡単に紹介したい。

2. 概要

旧輸入登録法の下では、エジプトで輸入業を行うためには輸出入管理公団(General Organization for Export and Import Control)(以下「GOEIC」)に対して輸入業者としての登録を行う必要があったところ、当該登録のための要件として、エジプト人持ち株比率が51%以上であることが求められていた。

この点、新輸入登録法の下では、エジプト人持ち株比率が51%未満の場合(外資100%の場合も含む)であっても輸入ライセンスを取得することが可能となった。なお、当該輸入ライセンスは、最長10年間有効であり、更に10年間まで延長が可能である。

これにより、従来、外資100%の輸入販売業を行う企業の設立は認められていなかったが、今後、新法の下では、いわゆる商社機能を有する外資100%の現地法人の設立が可能となった。

3. まとめ

以上より、エジプトでは、外資誘致を目的として、従前より議論のあった輸入ライセンスの取得に関する外資規制が撤廃されたことにより、今まで以上に外資の参入が活性化されることが予想される。もともと、外資企業が輸入ライセンスを取得するための手続や要件は必ずしも明らかではなく、今後、下位規範等によって当該手続や要件がクリアになることが期待される。

【エジプト】
弁護士 山口 健次郎

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com